第4章 事業の内容

社会情勢の変化・男女共同参画に関する国の動向・市の課題などを踏まえ、3つの重点目標を達成するために65の事業を位置付けました。そのうち新規事業として15事業、市役所が市内のモデル事業所として実施するものが8事業あります。※81ページ以降参照

重点目標 I 誰もが活躍できる環境づくり

施策方針

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 2 女性の活躍推進
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策方針1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等や事業所における女性の参画を促進し、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大することにより、誰もが活躍できるまちの実現を目指します。

主要施策(1)審議会等における女性の参画促進 動は新規事業、母は男女共同参画モデル事業

	施策		事業	担当課
01	審議会等への積極的な女性の参画促進	01-1	●審議会等への積極的な女性の参画促進 審議会等において男女が均衡のとれた構成比で議論 し意見が反映できるよう、推薦母体となっている団体 等へ女性委員の推薦を働きかけます。	行政管理課 人権・男女共同参画課
		01-2	●地方防災会議における女性委員の参画促進 防災会議において女性の視点が反映されるよう、女 性委員の参画を進めます。	危機管理課
02	審議会等における実態調査の実施	02-1	●審議会等における実態調査の実施 新 審議会等における女性登用などの現状について調査 します。	行政管理課

主要施策(2)事業所等における女性の参画促進

施策			事業	担当課
03	事業所等における 男女共同参画の推 進	03-1	●事業所等における男女共同参画の推進 動 市の入札等に参加する事業者の、次世代の育成や女性の活躍推進に向けた取り組みを評価します。	契 約 課 人権・男女共同参画課
04	市の実施事業への配慮	04-1	●市の実施事業への配慮 モ 事業実施の際には、あらゆる事業が男女共同参画社 会*の形成に影響をもつという認識を持って取り組み ます。	人権・男女共同参画課

● コラム 1 ポジティブ・アクション

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画社会*の実現に向け「社会のあらゆる分野における指導的地位*に女性が占める割合が、平成 32 年(2020 年)までに、少なくとも 30%程度になるよう期待する」という目標を達成するため、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つであるポジティブ・アクションを推進し、関係機関への情報提供や働きかけ、連携を行っています。

ポジティブ・アクションとは、一般的に社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる措置のことをいいます。

男女共同参画社会基本法*では、この「積極的改善措置」は国の責務として規定され、また国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

女性をはじめとする多様な人々が参画する機会を確保することは、政治分野においては民主主義の要請であり、行政分野においてはバランスのとれた質の高い行政サービスの実現にもつながります。また、民間企業の経済活動や研究機関の研究活動において、多様な人材の発想や能力の活用は、組織・運営の活性化や競争力の強化等に寄与するものです。

日本における女性の参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べて男女格差が 大きく、その差は拡大しています。効果的な対策として、必要な範囲においてポジティブ・ アクションを進めていくことが必要です。

※「指導的地位」の定義…(1)議会議員、(2)法人・団体等における課長相当職以上の者、(3)専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者(平成19年男女共同参画会議決定)

資料:内閣府「ポジティブ・アクション」

● コラム 2 ジェンダー・ギャップ指数

GGI(ジェンダー・ギャップ指数)はスイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータから構成された男女格差を測る指数です。平成 29 年に発表された日本の順位は 144 か国中 114 位と依然として低い状況です。

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
÷	Ē	:
114	日 本	0.657

【分野ごとの順位】

分野	順位	GGI値
政治	123 位	0.078
経済	114 位	0.580
教育	74 位	0.991
保健	1位	0.980



資料: The Global Gender Gap Report 2017

●コラム3 横須賀市役所における女性職員の状況

横須賀市役所の女性職員の割合は、平成 22 年度に減少したものの、平成 25 年度以降は徐々に増えています。また、女性管理職の割合も増加傾向にあります。





資料:総務部人事課

施策方針2 女性の活躍推進

女性が意欲をもって継続して就業できるよう、また離職した人が自分のライフスタイルに合わせた就業ができるよう、起業や再就職に関するセミナー等の情報提供、女性のための相談窓口の充実など、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。

主要施策(3)女性の活躍に向けた支援

	施策		事業	担当課
05	起業を目指す女性への支援	05-1	●起業を目指す女性への支援 起業を目指す女性に対し、起業の方法や支援制度に ついて情報提供します。	人権・男女共同参画課 企業誘致・工業振興課
06	就業・再就職・キャリアアップを目 指す女性への支援	06-1	●就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性に対 し、セミナーや相談窓口を通じて情報提供します。	人権·男女共同参画課 経済企画課
	市役所における女	07-1	●女性が市役所試験に受験するための取り組みの実施 新 宅 採用試験受験者の女性割合を高めていきます。	人 事 課
07	性の活躍に関する 取り組み 	07-2	● メンタリング制度の実施	人権・男女共同参画課

主要施策(4) 生涯を通じた女性の健康支援

	施策		事業	担当課
08	女性のための健康相談の充実	08-1	●女性医師による女性のための健康相談 女性特有の病気などの健康相談を女性医師が行うことで、生涯を通じた女性の健康支援に取り組みます。	保健所健康づくり課
		08-2	●婦人科医師による妊娠・不妊・不育症相談 動 女性が安心して子どもを産み育てられるよう、相談 事業の実施によりサポートします。	こども健康課
09	女性特有のがん検診の普及啓発	09-1	●女性特有のがん検診の普及啓発 女性が自らの健康管理として女性特有のがんである 子宮頸がん・乳がん検診を活用し、早期発見・早期治療につなげるよう普及啓発に取り組みます。	保健所健康づくり課こども健康課



●コラム4 女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会の実現を図 るため、平成27年8月に「女性活躍推進法」が成立し、平成28年4月に完全施行されまし た。

この法律では、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力 を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ 行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団 体、民間企業等※) に義務付けられました。

横須賀市役所では特定事業主行動計画として平成28年3月に「横須賀市女性活躍推進プ ラン」を策定しました。市役所のすべての女性職員が、どの役職段階においても活躍するこ とができることを目指したもので、本市の状況を分析し、課題となる項目について数値目標 を掲げました。採用・登用・仕事と子育ての両立などに関しての取り組み状況を公表しま

女性職員の活躍をはじめ、多様な人材を生かすダイバーシティ*・マネジメントは、公務 に対するニーズのきめ細かい把握や新しい発想を生み、ひいては政策の質や公務サービスの 向上につながります。このプランを着実に進めることにより、個性と能力を十分に発揮でき る体制づくりに努めます。

※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務

「横須賀市女性活躍推進プラン」における数値目標

	指標	現状値 (平成 28 年度)	目標値
1	採用試験受験者(消防吏員を除く)の 女性割合	33.3%	50% (平成 32 年度)
2	採用試験受験者(消防吏員)の女性割合	3.5%	15% (平成 32 年度)
3	女性職員の課長補佐選考試験の受験率	28.1%	50% (平成 32 年度)
4	男性職員の育児休業取得率	11.0%	13% (平成 31 年度)
5	女性職員の育児休業取得率	100.0%	100% (平成 31 年度)

資料:「横須賀市女性活躍推進プラン」をもとに作成







施策方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活、地域活動等とのバランスをとりながら、個人の生活状況に応じたライフスタイルを選択できることが重要です。特に、いわゆる男性中心型労働慣行を見直すことで自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現していくことができるよう意識啓発と情報提供に努めていきます。

主要施策(5)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

	施策		事業	担当課
	ワーク・ライフ・ バランスに関する 啓発	10-1	●ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 育児休業制度の利用促進や働き方の見直し等の情報 提供・啓発を関係機関と連携しながら、ワーク・ライ フ・バランスの推進に取り組みます。	人権・男女共同参画課
10		10-2	● ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例の紹介 市内でワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り 組む事業所等の情報収集・提供に努めます。	人権・男女共同参画課
		10-3	●事業所内保育施設設置に関する情報提供 動 事業所に対して、必要に応じて事業所内保育施設の 設置に関する助成制度等の情報を提供します。	こども施設課
	市役所におけるワ ーク・ライフ・バ ランスに関する取 り組み	11-1	●時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み 全 各部局で執行体制の見直しや効率的な事務の執行に 努め、全庁的な取り組みとして、時間外勤務時間の縮 減、育児・介護休業等の取得を進めます。	人 事 課
11		11-2	●テレワーク*の導入に向けた検討・試行 動 E 時間的制約のある職員が働きやすい環境づくりを促進します。	情報政策課
		11-3	●男女共同参画職場リーダーへの意識啓発 ⊕ 男女共同参画職場リーダー会議において、ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備等に関する意識啓発・情報提供を行いイクボス*を育成します。	人権・男女共同参画課

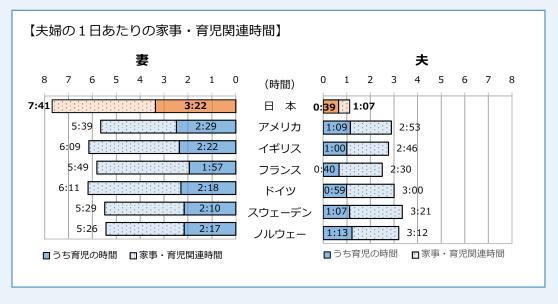


主要施策(6)男性の家庭や子育てへの参画推進

	施策		事業	担当課
12	男性を対象とした講座等の開催	12-1	●男性の高齢者を対象とした講座等の開催 男性も家庭に参画できるよう、高齢者を対象に調理 実習の実施や低栄養予防の知識習得などの学習機会を 提供します。	高齢福祉課
		12-2	●コミュニティセンターにおける講座の開催 動 ワーク・ライフ・バランスを図りながら、共に家庭 や子育てに参画できるよう、男性の家事・育児・介護 等に関する講座の実施や情報提供を行います。	地域コミュニティ支援課 各行政センター
13	父親を対象とした 子育ての情報提供	13-1	●「お父さんのための子育てガイド」による情報提供 父親になる人を対象に、子育てに関する情報やヒン トなどを紹介するガイドブックを配布します。	こども育成総務課こども健康課
		13-2	●「お父さんのための子育て応援講座」の開催 講座の中で情報交換のための交流会を行うなど、父 親の子育て参画を応援します。	保育運営課

●コラム5 男性にとってのワーク・ライフ・バランス ①

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事や家庭生活、地域生活など複数の活動のバランスがとれ、その両立が充実している状態をいいます。最近では、積極的に家事や子育てを行うイクメン * が増えていますが、日本の家事・育児等に参画する男性の割合は依然として低い状況にあり、6 歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす1 日あたりの時間は1 時間 7 分と、他の先進諸国と比較して低い水準にとどまっています。

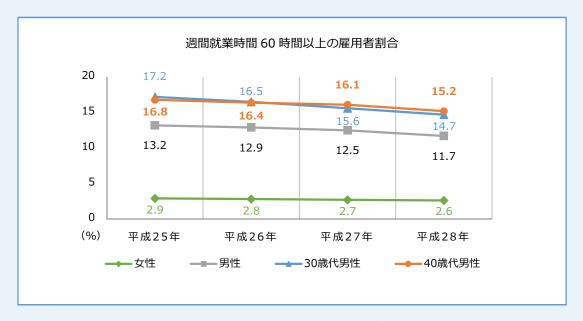


資料:内閣府「ひとりひとりが幸せな社会のために(平成29年版)」

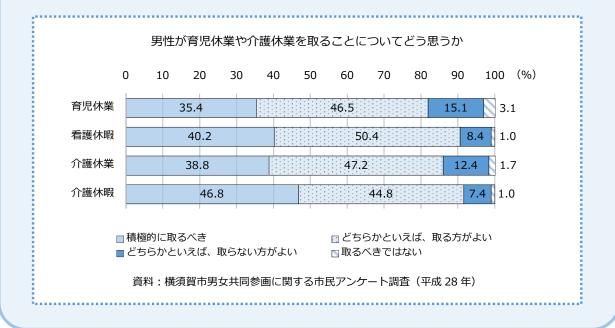
●コラム6 男性にとってのワーク・ライフ・バランス ②

男性が家事・育児等に参画できない原因の一つとして、長時間労働が指摘されています。週間就業時間 60 時間以上の雇用者割合は、男女ともに減少傾向にあるものの、子育て期と重なる 30~40 歳代の男性ではその割合が高く、30 歳代で 14.7%、40 歳代で15.2%と依然として高水準となっています。

男性も女性も活躍する男女共同参画社会*を実現するためには、男性も含めた長時間労働等の働き方への見直しや意識改革、性別による役割分担意識の解消や男性にとっても家庭や地域へ参画しやすい環境づくりなどが求められています。



資料:内閣府「ひとりひとりが幸せな社会のために(平成 29 年版)」



重点目標II あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針

- 4 暮らしやすい社会の意識づくり
- 5 誰も孤立させない社会に向けた支援
- 6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり

男女共同参画を推進していくためには、多くの方々を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発や情報提供を継続的に実施していくことが重要です。広報紙やホームページ等の活用や関係団体等と協働することで、男女共同参画についての啓発や働きかけをしていきます。

主要施策(7)男女共同参画に関する意識啓発

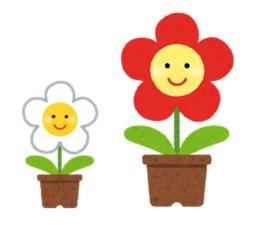
	土安肥泉(/)ガ父共内参画に関する思識合光				
	施策		事業	担当課	
	男女共同参画に関する講座等の開催	14-1	●男女共同参画に関する講座等の開催 動 ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進、男性の男女共同参画などをテーマに講座・講演会等による意識啓発や情報提供をします。	地域コミュニティ支援課 各行政センター 人権・男女共同参画課	
14		14-2	●市民大学等の開催 生涯学習の推進にあたり、男女共同参画の視点にも 留意した学習情報や講座・講演会等の学習機会の提供 をします。	生涯学習課	
4.5	市民協働による啓発等業の推進	15-1	●市民協働による啓発事業の推進 啓発事業の企画や編集を市民協働で行います。また、自主計画事業を後援することで男女共同参画を推進します。	人権・男女共同参画課	
15		15-2	●男女共同参画市民サポーター会議の開催 男女共同参画のための取り組みが、より多くの市民 に理解されるよう市民の視点を取り入れた啓発事業を 推進します。	人権・男女共同参画課	



	施策		事業	担当課
16	広報紙(NEW WAVE)による 啓発	16-1	●広報紙(NEW WAVE)の発行 男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の 活躍への市の取り組みなど、広く情報提供・意識啓発 を行います。	人権・男女共同参画課
17	市役所における男 女共同参画に関す る取り組み	17-1	●市職員に対する研修等の実施 (王)市職員(男女共同参画職場リーダーを含む)に対する男女共同参画に関する研修等を継続的に行います。	人 事 課 人権・男女共同参画課

主要施策(8)情報収集と提供の充実

	施策		事業	担当課	
18	デュオよこすかの 運営	18-1	●デュオよこすかの運営 デュオよこすかにおいて、男女共同参画に関する資料や書籍の収集・提供をすることにより市内の男女共同参画を推進します。	人権・男女共同参画課	
		18-2	●デュオよこすか登録団体等との協働による講座の開催 デュオよこすか登録団体等とデュオよこすかを会場 として講座を開催します。	人権・男女共同参画課	
19	男女共同参画に関する調査の実施	19-1	●男女共同参画に関する調査の実施 男女共同参画の市民意識や実態に関する調査を実施 し、各種統計情報の中で男女別データの収集・分析を 行い、施策の展開に活用していきます。	人権・男女共同参画課	



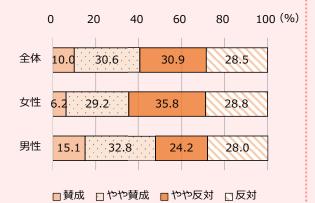
●コラム7 固定的な性別役割分担意識

男女共同参画社会*の実現を妨げているものの一つに、人々の意識の中に長い年月をかけて形づくられてきた「固定的な性別役割分担意識」があります。これは性別を理由に役割や 責務を固定的に考えることで、代表的な例として家庭における「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方が挙げられます。

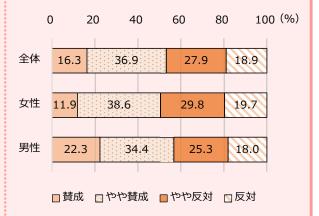
このような意識は時代とともに変わりつつありますが、今も依然として根強く残っています。共働き世帯が増加する中、「固定的な性別役割分担意識」を持つことなく、仕事や家事・育児、介護、地域活動などを共に協力しあうことが重要です。

また、次世代に「固定的な性別役割分担意識」を残さないという観点からも、家庭での子どものしつけや教育について、共に協力していくという意識と実践が大切です。

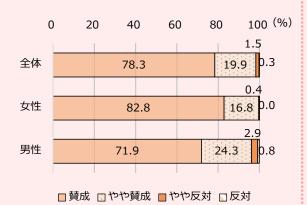
「職業や結婚などの人生設計に対する助言は 男女で区別するべきである」



「男の子は男らしく強く、女の子は女らしく 心優しく育てるべきである」



「食事の支度や洗濯など日常的な家事は 男女を問わず身に付けさせるべきである」



「家庭での子どものしつけや教育は母親の 責任で行うべきである」



資料:横須賀市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成28年)

●●● デュオよこすか ●●●

デュオよこすかは、男女共同参画を推進するための拠点として設置した施設です。

デュオルーム

ミーティングスペース

情報交換や交流の場としてご利用くださ、登録団体等と協働で、自己啓発や学習 い。団体・グループの方はもちろん個人でを目的に少人数制で講座を開催してい も利用できます。

図書の貸し出し

を考えるヒントになる本を取り揃えていまると、ミーティングスペースの予約や す。

情報の収集・提供

国や他市の男女共同参画に関する資料、講 1枚10円で利用できます。 座のチラシなどを閲覧できます。

電話・ファクシミリ 046-822-0804

デュオぷち講座の開催

ます。

団体登録

人間関係や働き方、自分らしい生き方など 団体・グループ (3名以上) で登録す 貸しロッカーの利用ができます。

コピー

女性のための相談室

一般相談

女性が日頃から抱える人間関係や生活上の女性が抱える法律上の悩みについて、 悩みについて、女性の相談員が相談に応じ 女性の弁護士が相談に応じます。

- ・相談日時 月・水・金の9時~16時
- ·相談方法 電話、面談
- ※面談は予約制です。
- ※相談時間は、1件あたり20~30分が 目安です。

法律相談 (予約制)

- ·相談日時 第3火曜日 (原則) 13 時 30 分~16 時 30 分
- ·相談方法 面談
- ※一般相談の相談日に予約してください。
- ※相談時間は、1件あたり40分です。

相談電話 046-828-8177

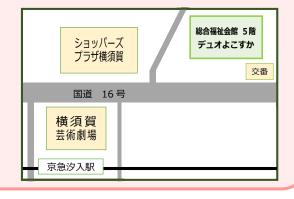
● 所在地

〒238-0041 横須賀市本町 2-1

総合福祉会館5階

京急汐入駅より徒歩6分 JR 横須賀駅より徒歩8分





施策方針5 誰も孤立させない社会に向けた支援

女性の悩みは、女性が社会的に置かれる立場と深く関係していることから、様々な困難を抱 える女性が孤立化しないよう相談体制の充実に努めます。

また、多様な性を尊重する社会を実現するために、性的マイノリティ*に対する理解の促進 と支援に努めていきます。

主要施策(9)女性のための相談窓口の充実

	施策		事業	担当課
	女性のための一般	20-1	●デュオよこすか「女性のための相談室」 女性が抱える一般的な悩みには女性相談員が対応 し、法律上の悩みについては女性弁護士が対応しま す。	人権・男女共同参画課
20	相談の充実	20-2	●相談体制の充実 相談者が安心して相談できるような体制を確保する とともに、相談員の知識の向上を図り、研さんに努め ます。	人権・男女共同参画課

主要施策(10)多様な性を尊重する社会の実現

	施策		事業	担当課
	性的マイノリティ に対する理解の促 進	21-1	●相談員・教職員等を対象とした研修会の実施 新 性的マイノリティへの理解を促進するため、相談員 や教職員等を対象に研修会を実施します。	人権・男女共同参画課
21		21-2	●パネル展示やリーフレットの配布による啓発 動性的マイノリティへの偏見や差別の解消のため、当事者からのメッセージや啓発ポスターの展示、リーフレットの配布により市民への理解を促進します。	人権・男女共同参画課
	性的マイノリティ に対する支援	22-1	●相談事業の実施 動 性的マイノリティの不安や悩みに対応するための相談を実施することにより、当事者の孤立を防ぐ取り組みを進めます。	人権・男女共同参画課
22		22-2	● 当事者同士の交流会への支援 勧 性的マイノリティの方々が語り合う「cafe SHIP ポ ートよこすか」に対する支援を行います。	保健所健康づくり課
		22-3	●関係機関との連携強化 新 NPO 法人や当事者との意見交換会や庁内関係課との 連絡会を開催することにより連携強化に努めます。	人権・男女共同参画課

●コラム8 性的マイノリティ(LGBT)

性的マイノリティとは、同性が好きな人や自分の性別に違和感を覚える人、または性同一性障害*などの方々のことをいいます。

「異性を愛するのが普通だ」「心と体の性別が異なることはない」等と考える人からみて、少数者という意味で、「セクシュアルマイノリティ」「性的少数者」ともいいます。以下のアルファベットの頭文字をとり、「LGBT」とも呼ばれています。

L(レズビアン)	女性の同性愛者
G (ゲイ)	男性の同性愛者
B (バイセクシュアル)	両性愛者
T(トランスジェンダー)	体の性別と心の性別が異なる人や そのことに違和感を感じている人

性的マイノリティは、人口の約3~5%いると言われており、これは学校の1クラスに例えると、1~2人の割合になります。

男・女の2つで分けることや恋愛の対象を異性と決めつけることで、性的マイノリティが 生きにくい環境を作ってしまっています。また、男らしく・女らしくという押し付けはその 人の生き方を狭めてしまいます。

性的マイノリティに対して、普通ではないとして偏見を持ち、差別や蔑視するのではなく 性的指向*や性自認*への理解を深め、差別的な言動や嫌がらせが起こらないよう、多様性 のある社会を構築していく必要があります。

資料: NPO 法人 SHIP「性的マイノリティって知っている? |

IDAHO (アイダホ) の日

IDAHO とは、「LGBT 嫌悪に反対する国際デー(International Day Against Homophobia, Transphobia and Biphobia)」の略称で、毎年 5 月 17 日に世界中で祝われています。

日本では平成 26 年から「多様な性に Y E S の日」として記念日認定されています。

レインボーカラー

6色のレインボーカラーは、多様性を表し、性的マイノリティ(LGBT)の 活動のシンボルとして使われています。

施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

誰もが安心して子育てや介護をしながら、仕事や地域活動等に参画していくためには、子育 てや介護について男女が共に関わっていくという意識を持ち、社会全体で支援していく取り組 みが必要です。

そのため、子育て支援や介護相談の支援、及びひとり親への就労支援などに取り組んでいきます。また、災害時における多様なニーズへの配慮や学校での啓発は重要であり、誰もが個々の人権を尊重しあえるよう、これからの時代を担う子どもも含めた取り組みを行います。

主要施策(11)子育て支援の充実

	施策		事業	担当課
23	妊娠・出産に関す る学習機会の提供	23-1	●「プレママ・プレパパのための歯科教室」の開催 妊婦とその配偶者等を対象に、赤ちゃんのための歯 の話や妊婦歯科健診、妊婦歯科相談を実施します。	保健所健康づくり課
23		23-2	●「プレママ・プレパパ教室」の開催 妊婦とその配偶者等を対象に、健やかな妊娠と出産 に関する学習の機会を提供します。	こども健康課
24	家庭等における子 育て支援の充実	24-1	●家庭等における子育て支援の充実 地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや親 子サロン、保育所等で子育てに関する相談に対応する とともに、必要な情報提供を行います。	保育運営課
25	多様な保育サービ スの充実	25-1	● 多様な保育サービスの充実 保育ニーズに対応するため、保育所等の定員拡充等 を行うとともに、必要とする人が必要な時にサービス を受けられるよう情報を提供します。	こども施設課
	放課後の子どもの居場所の充実	26-1	●全児童を対象とした居場所の充実 放課後子ども教室、わいわいスクール、青少年の家の運営 等を行うことにより居場所の確保に努めます。なお、放課後 子ども教室は学習や多様な体験・活動を行います。	こども育成総務課 教育・保育支援課
26		26-2	●留守家庭児童を対象とした居場所の充実 放課後児童クラブに対する助成や指導員の研修を行うことにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に努めます。	教育・保育支援課



主要施策(12)介護の相談支援の充実

	工女肥界(12)月後の何談文版の元夫						
	施策		事業	担当課 			
27	介護に関する相談 窓口の充実	27-1	●介護に関する相談窓口の充実 市役所や地域包括支援センターにおける相談など、 介護する人への相談支援を行います。	高齢福祉課			
		28-1	●「認知症高齢者介護者の集い」の開催 認知症高齢者等を介護する家族を対象に、介護者同 士の情報交換や支え合いへの支援を行います。	高齢福祉課			
28	の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28-2	●「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施 高齢者や介護に携わっている家族を対象に、臨床心 理士が相談に応じます。	高齢福祉課			
		28-3	●「若年性認知症支援者講座」の開催 本人、家族を支援できる人を養成するため支援者講 座を開催します。また、講座修了者が「若年性認知症 のつどい」に参加することを促し支援していきます。	高齢福祉課			

主要施策(13)ひとり親家庭への支援の充実

<u> </u>	土安旭東(13)ひとり税家庭への文援の元夫					
	施策		事業	担当課		
	ひとり親家庭への自立支援の推進	29-1	●ひとり親家庭の親を対象とした就労相談 母子・父子自立支援員や就労相談員が、ひとり親家 庭の親の就労に関する相談に応じます。	こども青少年給付課		
29		29-2	●ひとり親家庭の親を対象とした就労支援 就労支援として、自立支援教育訓練給付金・高等職 業訓練促進給付金等の支給や就労支援セミナーを実施 します。	こども青少年給付課		
30	ひとり親家庭の仲間づくりの推進	30-1	●ひとり親家庭の仲間づくりの推進 新 ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、交流会を開催するなど地域のつながりや仲間づくりを推進します。	こども青少年給付課		

主要施策(14)地域防災における男女共同参画の促進

1	エヌがみ(エー)で一切的人に0000 をガスパーションにと						
	施策			事業	担当課		
	31	自主防災組織への 女性の参画促進	31-1	●自主防災組織への女性の参画促進 災害時の避難所運営等において、多様なニーズに配 慮した運営となるよう避難所運営委員会における女性 委員の積極的登用や啓発を行います。	地域安全課		

主要施策(15)学校教育における男女共同参画の推進

×	主安旭泉(13)子仪教育にわりる男女共同参画の推進						
	施策		事業	担当課			
	男女共同参画に関 する学習機会の提 供	32-1	●中学生を対象とした啓発冊子の配布 中学生を対象に、男女共同参画やデートDV*、インターネットの危険性、性的マイノリティ*に関する 啓発冊子を配布し、授業での活用を促進します。	人権・男女共同参画課			
32		32-2	●広報紙 (NEW WAVE) による意識啓発 保育園、幼稚園、小・中学校等に対し、広報紙 (NEW WAVE) を活用した継続的な情報提供や意識啓 発を行います。	人権・男女共同参画課			
33	教職員に対する意 識啓発	33-1	◆教職員に対する意識啓発男女共同参画を含めた人権を尊重する意識を児童生徒が学べるよう、教職員に対し研修を行います。	教育指導課			

●コラム9 男女共同参画の視点に立った防災・復興

東日本大震災においては、避難所によっては衛生用品等の生活必需品が不足したり、 授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のよう に食事準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

このような過去の災害対応における経験をもとに、内閣府では平成25年5月に「男女 共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成しました。

この取組指針では、

- 1 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- 2 「主体的な担い手」として女性を位置付ける
- 3 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する
- 4 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- 5 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する
- 6 男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割を位置付ける
- 7 災害時要援護者への対応との連携に留意する

以上7つの基本的な考え方を提示し、災害に強い社会の構築には男女共同参画社会* の視点が不可欠であることが強調されています。

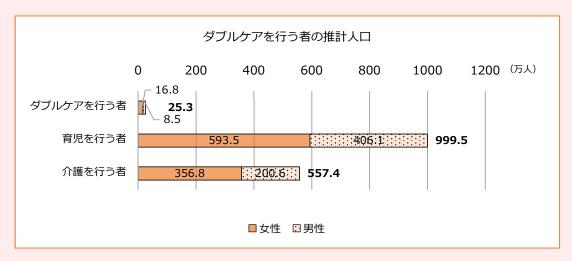
資料:内閣府「共同参画(平成25年6月号)」をもとに作成

本市では、「横須賀市地域防災計画」において、災害時の男女のニーズの違い等に配慮した避難所等の運営や、住民への防災知識の普及啓発・訓練の実施に取り組むことで男女共同参画を推進しています。

●コラム 10 ダブルケア

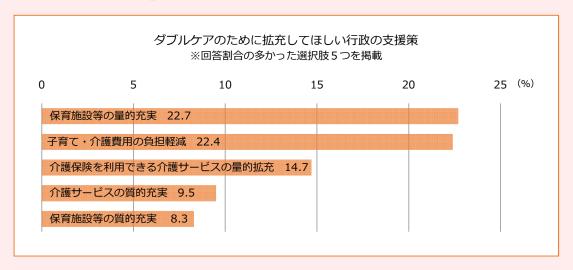
晩婚化・晩産化等を背景に、子育てをしている人が親の介護も同時に担う「ダブルケア」の増加が今後の課題として指摘されています。

平成24年に総務省が実施した「就業構造基本調査」では、ダブルケアを行う者の推計人口は25万3千人であり、男女別にみると、女性が16万8千人、男性が8万5千人となっておりダブルケアを行う女性は男性の約2倍となっています。



内閣府が平成28年にダブルケアを行う者1,004人を対象に実施した「育児と介護のダブルケアに関するアンケート(インターネットモニター調査)」では、ダブルケアのために行政に拡充してほしい支援策について質問しました。

「保育施設等の量的充実」「子育て・介護費用の負担軽減」「介護保険を利用できる介護サービスの量的拡充」の回答割合が多い結果となりました。



ダブルケアの増加が見込まれる中、仕事や子育て、介護などを両立し、その責任を担うためには多様で柔軟な働き方ができる環境の整備や社会全体で子育てや介護を支える社会 基盤やその周知が必要です。

資料:内閣府「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書」をもとに作成

重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

施策方針

7 DV等を根絶する環境づくり

施策方針7 DV等を根絶する環境づくり

DV等による人権侵害についての理解を深め、あらゆる場面で暴力は許さないという意識の 醸成を図ります。相談窓口の一層の周知に努め、被害者の立場に立った相談・安全確保・自立 支援に取り組んでいきます。

主要施策(16) DV等根絶のための予防啓発

	施策		事業	担当課
	DV防止に関する 意識啓発	34-1	● D V 防止に関する意識啓発 広報紙を活用した継続的な情報提供や D V 防止啓発 リーフレット等の配布により、暴力は人権侵害である という意識を啓発します。	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課
34		34-2	●デートDV防止に関する意識啓発 学校を対象にしたデートDV講演会の開催や啓発パンフレット等の配布により、若年層を含めた市民に広く暴力を容認しない意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課
35	DV相談窓口の周 知	35-1	● D V相談窓口の周知 被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるよう、D V相談窓口案内カードやリーフレット、広報紙などにより相談窓口の周知を図ります。	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課
	セクシュアル・ハ ラスメント等防止 対策の推進	36-1	●性別による人権侵害の申出制度 男女平等専門委員が「性別による人権侵害の申出制度」に基づき相談を受け、解決に向けた支援を行います。	人権・男女共同参画課
36		36-2	●働く人の相談窓口 新 産業振興財団における「働く人の相談窓口」で相談 を受け、解決に向けた支援を行います。	経済企画課
		36-3	●市職員・教職員を対象とした意識啓発 ① 会社・学校・地域など、さまざまな状況で起こり得るハラスメントについて正しく理解し、被害者にも加害者にもならないよう啓発します。	人 事 課 人権・男共同参顧 教職員課

主要施策(17) DV等被害者への支援

	施策		事業	担当課
37	相談体制の充実	37-1	●安全・安心な相談窓口の確保 被害者が安心して相談できるよう、安全と秘密の保持に配慮した相談環境の確保に努めます。	こども青少年支援課
		37-2	●相談員の研修等の充実 研修会や会議に参加することで、相談員の知識や技 術力の向上を図り、相談事業の質を高めます。	こども青少年支援課
38	被害者の安全確保 と自立に向けた支 援	38-1	●被害者の安全確保と自立に向けた支援 被害者の精神的負担を軽減し、具体的な解決につな げるための自立に向けた支援を行います。	こども青少年支援課
39	関係機関との連携 強化	39-1	● 関係機関との連携強化 DV等と関わりのある庁内関係課との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討をすることにより支援の充実を図ります。	こども青少年支援課

●コラム 11 DV (ドメスティック・バイオレンス) ①

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは配偶者や恋人、婚約者、同棲相手など親密な関係にある者が、体力、経済力、社会的信用等のパワー(力)を背景にパートナーに対して様々な暴力をふるうことをいいます。特に、交際中の恋人間で起こるDVを「デートDV」といいます。

DV の加害者は、被害者をコントロールするために暴力をふるいます。このため、激しい暴力のあとに優しくなるといった態度を繰り返しながら、次第に暴力はエスカレートしていきます。家の外では何事もなかったかのようにふるまう加害者も少なくありません。

DV 防止法では、女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力も対象としていますが、配偶者等からの暴力の被害者の多くが女性であることから、人権の擁護と男女平等の実現の観点から、何よりもまず女性に対する暴力を根絶する必要があります。

「男性が殴るのは、女性にそれなりの原因があるからだ」という考え方がありますが、 暴力はあくまでも加害者に責任があり、人権を著しく侵害するものです。親しい間柄で あっても絶対に許されるものではありません。児童虐待防止法では、子どもが両親の間 の暴力を目撃することも子どもへの虐待になるとされています。

資料:かながわ男女共同参画センター「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」をもとに作成

●コラム 12 DV (ドメスティック・バイオレンス) ②

配偶者や同棲相手、恋人等の暴力を外部に相談することは勇気のいることであり、特に、 家庭内の争いごとは「身内の恥」という意識が働き、外に向かって助けを求めることは恥ず かしいと感じる人がいるかもしれません。

しかし、自分や子どもたちの安全や将来のために援助を求めることは、あなたの大切な 権利です。

「悪いのはわたし…」と一人で背負いこまずに、まずは相談機関や警察に相談してください。

【DVの種類】暴力にはさまざまな種類があります。

● 身体的暴力	殴る、蹴る、首を絞める、髪を持って引きずり回す(など)
● 心理(精神)的暴力	暴言を吐く、大声を出す、無視する、浮気や不貞を疑う(など)
● 経済的暴力	生活費を渡さない、経済的に自立することを妨げる など
● 性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する など
● 社会的隔離	外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく 監視する など
その他	「暴力をふるわれる方が悪い」と責任転嫁する、「この家の 主は俺だ」など男性の特権を振りかざす など

資料:かながわ男女共同参画センター「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」をもとに作成

パープルリボン

女性に対する暴力を許さない社会を目指 す草の根運動として世界に広まっており、 パープルは女性に対する暴力をなくす運動 のシンボルカラーとなっています。



例えば、こんな悩みがある場合に、DV相談窓口にご相談ください。⇒88ページ参照

- 「誰のおかげで生活できるんだ!」と大声でどなられる。
- ・夫の暴力がひどく、骨折した。
- ・現在別居しているが、離婚に応じず、電話での嫌がらせが続いている。
- ・離婚したいが、怖くて言い出せない。
- ・交際相手に、裸の写真を撮られ、ネット上に載せると脅かされた。

資料:かながわ男女共同参画センター「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」 法務省「女性の人権ホットライン」などをもとに作成

●コラム 13 ハラスメント

職場におけるセクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」)については、男女雇用機会均等法*により事業主に雇用管理上の措置義務があります。条例においても、何人も男女の差別的な取扱い及び暴力による人権侵害をしてはならない旨を規定しています。

また、セクハラは女性に対するものだけではなく、男性に対する者や同性に対するものも該当します。

最近ではパワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの防止啓発に取り組むことも求められています。ハラスメントを防止するためには、職場だけでなく、教育の場や地域でも防止に向けた意識啓発を進め、被害者にも加害者にもならないよう、正しい理解を広めていくことが必要です。

【ハラスメント用語解説】

● セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場や生活環境が不快なものになることです。性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、不必要に体を触る、お酌やデュエットを強要する、結婚や出産のことを尋ねるなども含まれます。また、学校で教職員が児童・生徒や関係者に対して行う性的な嫌がらせを**スクール・セクハラ**といいます。恋人はいるのか尋ねることから、立場を利用して身体を触るなどの性的虐待ともいえる内容まで幅広く含みます。

▼タニティ・ハラスメント(マタハラ)

妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせです。休暇等の取得を理由 とした解雇や減給などの不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含みます。

● パワー・ハラスメント (パワハラ)

職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせです。過大な残業の強要、人間関係からの切り離し、言葉や態度による暴力的な行為など、業務の適正範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり職場環境を悪化させられたりすることです。また、大学等の研究・教育の場における権力を利用した嫌がらせである**アカデミック・ハラスメント(アカハラ)**もパワハラの一種です。

● ジェンダー*・ハラスメント

「男らしさ」「女らしさ」など固定的な性別役割分担*意識にもとづいた差別や嫌がらせです。「男のくせに○○だ」「女のくせに○○だ」といった発言です。ジェンダー・ハラスメントは性的マイノリティ*の方々にとっても深刻な問題です。

資料:厚生労働省「職場でつらい思いしていませんか?」をもとに作成

例えば、こんな悩みがある場合に、ハラスメント相談窓口にご相談ください。⇒90ページ参照

- ・出張中の車内で、上司から体を触られたので抵抗したら、不当な配置転換をされた。
- ・「産休・育休は認めない」と言われた。
- ・終業間際なのに、過大な仕事を毎回押し付けられる。

資料:厚生労働省「職場でつらい思いしていませんか?」をもとに作成

●コラム14 性別による人権侵害の申出制度

「性別による人権侵害の申出制度」は、市が条例に基づいて実施している制度です。男女 共同参画社会*の形成に影響を及ぼすと認められる市の施策に対する不服や性別を理由とした 人権侵害に関わる苦情や相談に、男女平等専門委員が公正かつ中立的な立場で対応します。

【申出できる事案】

- ・市の施策に対して、男女共同参画の観点から不服がある場合
- ・性別による差別的な取り扱いやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害にあたり、 具体的な被害や不利益を被り、相手方に改善等を求める場合

申出があった場合には、まずは男女平等専門委員が申出に応じ、関係者から話を伺うなど の調査をします。必要に応じて、市の施策に関しては市に助言、意見表明、勧告し、私人間 に関する事案については、助言、是正等の措置の要請を行います。

また、調査結果は申出者や市の機関、関係者に報告します。詳しくは横須賀市ホームページをご覧ください。

横須賀市ホームページ

性別による人権侵害

検索



例えば、こんな悩みがある場合に、まずは、「女性のための相談室」にご相談ください。 お話を聞いた上で、男女平等専門委員へとつなげます。⇒88ページ参照

- ・「女(男)だから…」と補助的な仕事しかさせてもらえず、機会も与えてくれない。
- ・同じ仕事をしているのに、男女で会社の待遇が違う。
- ・職場(地域、学校)でセクハラされた。
- ・セクハラの被害を相談したら、「仕事を続けたいなら、そのくらい我慢しなさい」と 言われた。
- ・育児(介護)休業の申請をしたら、上司から「なぜ男が申請するんだ。女の役目だろう。」と言われた。

